

# 出口ボランティア表彰奨励賞 令和8年度奨励者募集要領

## 1 事業の目的

この事業は、市民の健康福祉に係る社会奉仕活動を助長、助成、顕彰したい旨の篤志寄附を財源として実施するものです。ボランティアの振興を図るための模範となるきめ細やかで実践的な社会奉仕活動に取り組む者を表彰することによって、本市における社会奉仕活動の健全な発達を図り、ひいては地域福祉の増進に寄与することを目的としています。

## 2 対象者

本奨励賞の対象者は、諫早市に在住する高齢者、障害児（者）、児童及び母子家庭等を対象としてボランティア活動を行う市民（個人又は構成員の過半数が市民であり、かつ、活動拠点が市内にある団体）です。ただし、団体の活動を個人として推薦することは除き、国又は地方公共団体の出資によって設立、運営されている団体は対象となりません。

## 3 対象となる活動(ボランティア活動)の範囲

対象となる活動は、健康福祉に係るボランティア活動として自主的かつ継続的に行われていることを原則とし、次の各号のすべてに該当することを条件としています。

- ① 自由な意思に基づき実践されているものであること。
- ② 金銭や名誉の対価を求めないものであること。
- ③ 営利活動、宗教活動、政治活動のいずれにも結びつく活動ではないこと。
- ④ 当該活動について、過去3年以上の活動実績があり、継続して行われている活動であること。
- ⑤ 過去に本事業の適用（本奨励金の交付）を受けていないこと。

## 4 奨励の内容

表彰状と1奨励者あたり団体10万円以内、個人5万円以内の奨励金

## 5 募集期間

令和8年7月1日(水)から令和8年9月30日(水)まで

## 6 募集方法等

- ② 「3 対象となる活動の範囲」に相当する活動を行っている団体等の推薦を募集します。
- ② 推薦書に必要事項を記入して、諫早市役所本庁地域福祉課又は各支所地域総務課まで提出下さい。
- ③ 推薦書は、市役所本庁地域福祉課及び各支所地域総務課並びに市社会福祉協議会内に備え付けています。また、諫早市ホームページからもダウンロードできます。
- ④ 推薦書は、記入要領（推薦書裏面）にしたがって記載してください。

## 7 選考方法及びその結果

- 奨励者は、推薦内容を審査の上、学識経験者、ボランティア関係者等の意見を聴いて決定します。
- 審査の結果は、文書をもって通知します。